

平成17年5月20日

各位

会社名 ダイソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 存
コード番号 4046
(東証・大証各第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
上 出 修
電話 06-6443-5501

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成17年5月20日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年6月29日開催予定の当社第150回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役、従業員および当社子会社の取締役に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、新株予約権を発行いたします。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

600個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株

とする。

ただし、上記2.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。払込価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または新株予約権発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容につきましては、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 150 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上